

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
盛岡地方裁判所一関支部 執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☒ 令和	〇〇 年 (ケ, ヌ) 第〇〇号	物件番号 〇 〇 「1, 2」「1~3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の□にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。	
(陳述書作成日)令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社〇〇〇〇
		(フリガナ) 代表者氏名	ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 (印)
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は、盛岡地方裁判所一関支部執行官室(☎0191-21-8001)で配布するほか、BITからもダウンロードすることができます(「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」)。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 29 日

盛岡地方裁判所一関支部

裁判所書記官 佐 藤 宏 幸

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 9 月 17 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 9 月 24 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7 年 10 月 1 日 午前 10 時 00 分 盛岡地方裁判所一関支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7 年 10 月 22 日 午後 1 時 00 分 盛岡地方裁判所一関支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 29 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 陸前高田市広田町字赤坂角地 |
| | 地 番 | 9 1 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 8 2. 0 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 陸前高田市広田町字赤坂角地 9 1 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 9 1 番 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 8 5. 0 1 平方メートル
2 階 5 1. 3 4 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 6 年 4 月 2 5 日

盛岡地方裁判所一関支部

裁判所書記官 工 藤 洋 志

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

売却対象外の土地（9 1 番 1）を通行のため無償で利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 陸前高田市広田町字赤坂角地 |
| | 地 番 | 9 1 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 8 2 . 0 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 陸前高田市広田町字赤坂角地 9 1 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 9 1 番 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 8 5 . 0 1 平方メートル
2 階 5 1 . 3 4 平方メートル |



222

令和6年(ケ)第5号
令和6年2月29日受理
令和6年4月9日提出

現況調査報告書

盛岡地方裁判所一関支部

執行官 藤 井 浩

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 所 在 | 陸前高田市広田町字赤坂角地 |
| | 地 番 | 9 1 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 8 2 . 0 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 陸前高田市広田町字赤坂角地 9 1 番地 4 |
| | 家 屋 番 号 | 9 1 番 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 8 5 . 0 1 平方メートル
2 階 5 1 . 3 4 平方メートル |

(2 枚目)

その他の事項

■物件1土地関係

- 1 公図上、本土地の東端部分約3.45メートルほどが道に接面している。現況、本土地の東端部分には電柱及び他の土地への出入口が存在しているため、本土地から道路への出入りには利用することができない状況である。B所有の畑(91番1)の一部を利用して、幅員約5.0メートルの主要地方道「大船渡広田陸前高田線」に出入りしている。
- 2 北隣に設置されている擁壁の一部が本土地側に、はみ出ていると思われる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ A (所有者)	1 物件2建物は、私が住居として使用しています。 2 隣の畑(91番1)は、私の妻の兄Bが所有している土地です。 3 主要地方道への出入りのために、隣の畑(91番1)の一部分を通路敷きとして使用していますが、その部分は無償で使用しています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R6年 3月 1日 (金) 16:00- :	執行官室 (郵便)	盛岡地方法務局大船渡出張所へ登記関係資料申請 (3/6着)
R6年 3月 1日 (金) 16:00- :	執行官室 (郵便)	陸前高田市役所へ所有者Aの固定資産税名寄せ等申請 (3/7着)
R6年 3月 6日 (水) 16:00- :	執行官室 (郵便)	所有者Aあてに現況調査日時通知書及び占有関係照会書送付 (電話により、立ち会えない旨の回答)
R6年 3月25日 (月) 10:30-11:10	物件所在地	全戸不在につき、外観等調査。評価人同行
R6年 3月31日 (日) 14:00-14:25	物件所在地	所有者A立会いのうえ、物件に立入調査。評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☒ 令和6年3月31日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



地番区域見出
広田町
字赤坂角地

請求部	所在	陸前高田市広田町字赤坂角地				地番	91番4			
出力尺	1/500	精度	甲三	座標系 番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成2年12月				備付年月日 (原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(盛岡地方方法務局大船渡出張所管轄)

令和6年1月23日

福岡法務局

地図整理番号：M55318

登記官

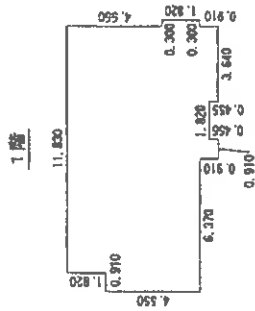
(1/1)

登記年月日：令和4年6月29日

各階平面図

91番4

建築物図面

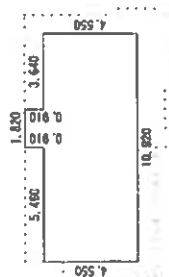
建築物の所在
陸前高田市広田町字赤坂角地91番地4

求積表

0.910 x 4.550 =	4.1405
11.820 x 6.370 =	75.3571
0.910 x 0.910 =	0.8281
1.820 x 0.455 =	0.8281
3.640 x 0.910 =	3.3124
0.300 x 1.820 =	0.5460
計	85.0122

床面積 85.01㎡

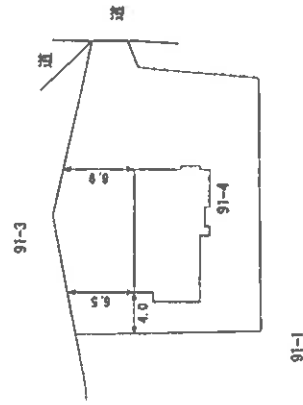
2階



求積表

10.920 x 4.550 =	49.6860
1.820 x 0.910 =	1.6562
計	51.3422

床面積 51.34㎡



作成者

士地調査士
家園

(令和4年6月16日作成)

縮尺 1/250

申請人

縮尺

1/500

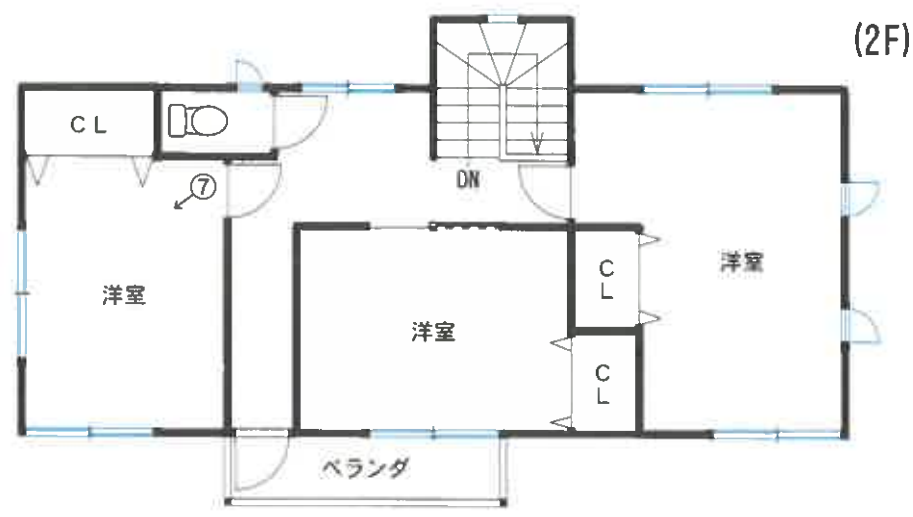
土地建物位置関係図

※ 土地の形状等及び建物等の位置関係は、概略を記載したものである。



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。

建物間取図 (物件 2)



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。

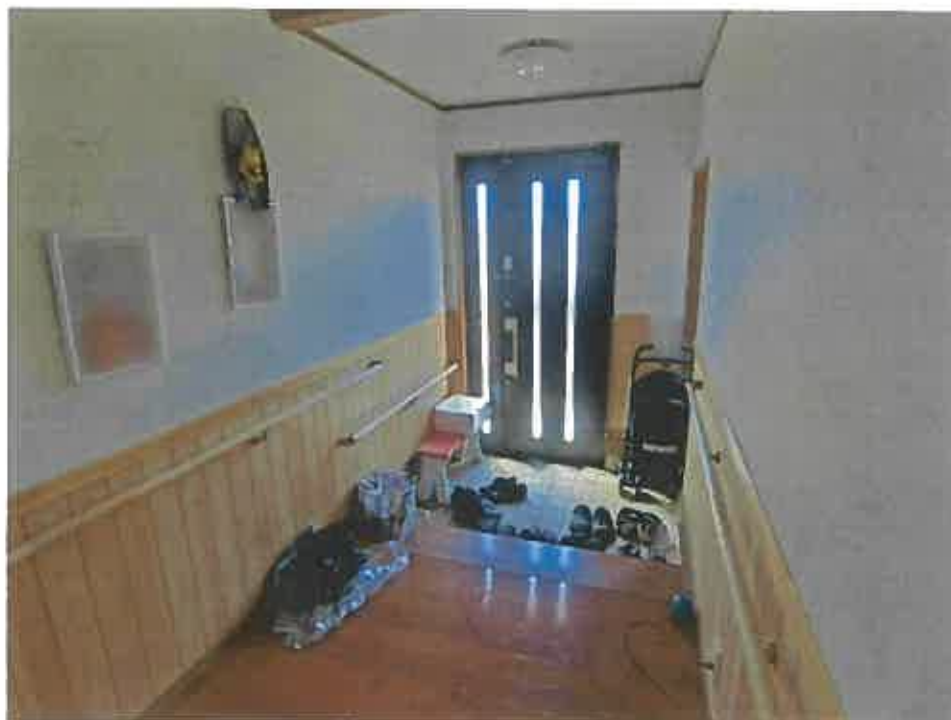
写 真 1



写 真 2



写 真 3



写 真 4



写 真 5



写 真 6



写 真 7



令和6年（ケ）第 5 号
令和6年3月31日 現地調査
令和6年4月15日 評 価

盛岡地方裁判所 一関支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

佐 々 木 健 一

第1 評価額

一 括 価 格	
物件1 ～2	金 8,790,000 円
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 390,000 円
物件2 (建物)	金 8,400,000 円

- 1 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積 所 有 者	陸前高田市広田町字赤坂角地 91番4 宅地 482.09㎡ A	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積 所 有 者	陸前高田市広田町字赤坂角地91番地4 91番4 居宅 木造かわらぶき2階建 1階 85.01㎡ 2階 51.34㎡ A	同左
番号	特 記 事 項		
1	・東端の間口付近には、電柱及び他の土地の出入通路が存在しているため、間口から道路への出入りは困難である。現状では、B所有の隣地（91番1、地目：畑）の一部を使用して出入りが行われている。 （Aによると、BはAの妻の兄とのこと。） ・北側隣地に設置されている擁壁の一部が本土地内にはみだしている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 目的土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR大船渡線BRT「小友」駅の南方・約7kmに所在する。 最寄りバス停「岩倉海岸」 北東方へ 約330m 陸前高田市役所 北西方へ 約16km 陸前高田市立広田小学校 北西方へ 約3.3km スーパーマルミヤ 北方へ 約6.5km （いずれも道路距離）	
付近の状況	目的物件が存するのは、漁港付近に住宅が点在する集落地域である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火地域 その他の規制	都市計画区域外 - - - - 岩手県屋外広告物規制区域（農山漁村景観地区）
画地条件	地積 間口 奥行 形状 接道状況 その他	482.09㎡ 約3.5m 約27m 不整形 中間画地 敷地内はおおむね平坦である一方、北側隣地には等高から最大で2.5m程度低く、西側隣地には最大で1m程度低く、南側隣地及び道路にはおおむね等高に接している。
接面道路の状況	東 側 ： 幅員約6mの舗装済県道（主要地方道大船渡広田陸前高田線）に道路敷を介してほぼ等高接面	
土地の利用状況等	物件1土地は物件2建物の敷地として使用されている。	
供給処理施設	上水道 ： あり ガス配管 ： なし 下水道 ： なし (注)「あり」とは当該供給処理施設が目的土地の敷地内に引込まれていることをいう。「なし」とは目的土地の敷地内に引込まれていないことをいう。	

特記事項	間口付近には、電柱及び他の土地の出入通路が存在しているため、間口から道路への出入りは困難である。現状では、B所有の隣地（91番1、地目：畑）の一部を使用して出入りが行われており、Aによると無償で当該部分を使用しているとのことである。 なお、買受後において、間口を使用して出入りを行うには、電柱や他の土地の出入通路の移設等について、関係者との協議を要する。また、現状通り、B所有の隣地の一部を使用して出入りを行うには、Bとの協議を要する。
	北側隣地に設置されている擁壁の一部が本土地内にはみだしている。
	土壤汚染の可能性について、登記記録の履歴及び現地調査の結果、特に疑義が生じるような土地利用は確認されず、土壤に深刻な影響を及ぼす汚染が存在する可能性は低いものと判断される。ただし、土壤汚染の有無は指定調査機関などの専門家による調査でなければ確定できない。
	周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。

2 目的建物の概況及び利用状況（物件2）

区分	主である建物
建築時期及び経済的 残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 令和4年6月10日新築 経 過 年 数 ： 約2年 経 済 的 残 存 耐 用 年 数 ： 28年
仕様	構 造 ： 木造 屋 根 ： かわら 外 壁 ： サイディング 内 壁 ： ビニールクロス等 天 井 ： ビニールクロス等 床 ： フローリング等 設 備 ： 電気、給排水衛生等 そ の 他 ： コンロはIH、屋外に家庭用ヒートポンプ給湯機が設置されている。 (注)建物に附属する各種設備について、動作確認まではできないため、使用可能か否かについては不明である。
床面積（現況）	「第3 目的物件」に記載のとおり
現況用途等	現 況 用 途 ： 居 宅 間 取 り ： 別紙「建物間取図」のとおり
品等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	所有者Aが住居として使用し占有している。
特記事項	壁紙が剥がれている部分が確認された。 吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール（0.1重量％超）及びアスベスト含有建材（0.1 重量％超）の使用禁止の規制が導入された平成18 年9月以降に建築確認を受け建築された建物で、完了検査も受けている。 実際のアスベスト含有等の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地積 ウ	建付減価 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ÷オ
1	4,000円/㎡	0.700	482.09㎡	1.00	1,350,000円

ア 標準画地価格： 類似地域の地価水準、現地調査結果等を勘案して、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差： ▲30.0%（相乗積）

間口狭小等 ▲30%（間口が狭い不整形の土地であること、現状では間口からの出入りが困難で隣地を使用していることを考慮）

ウ 地 積： 登記数量

エ 建 付 減 価： 建物と敷地との適応の状態を考慮し、減価はなしと査定した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号／区分	再調達原価 ア	現況延床面積 イ	現価率 ウ	建物の価格 ア×イ×ウ÷エ
2 主である建物	180,000円/㎡	136.35㎡	0.940	23,070,000円

イ 現況延床面積： 登記数量

ウ 現 価 率： 耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して査定した。

現価率 = $\{(1 - \text{残価率}) \times \text{経済的残存耐用年数} \div (\text{経過年数} + \text{経済的残存耐用年数}) + \text{残価率}\} \times (1 - \text{観察減価率})$

	経過年数	経済的残存耐用年数	残価率	観察減価率	現価率
2 主である建物	約2年	28年	10%	0%	0.940

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用率等価格を控除し、建物については土地利用率等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用率等価格

物件 番号	建付地価格 ア(1①オ)	土地利用率等割合 イ (対応建物)	土地利用率等価格 ア×イ×ウ
1	1,350,000円	0.20 法定地上権 (物件2)	270,000円

イ 土地利用率等割合：物件2建物の土地利用率については法定地上権と判定し、その割合を20%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 ア(1①オ/1②エ)	土地利用率等価格 の控除及び加算 イ(2①ウ)	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	1,350,000円	▲270,000円		0.60	0.60	390,000円
2	23,070,000円	+270,000円	1.00	0.60	0.60	8,400,000円
一括価格(合計)						8,790,000円

ウ 占有減価修正：修正の必要はなし。

エ 市場性修正：需要が少ない集落地域内に存すること、隣地の擁壁が物件1土地内にはみだしていることを考慮した。

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」に記載した不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 附属資料

位置図

公図写し

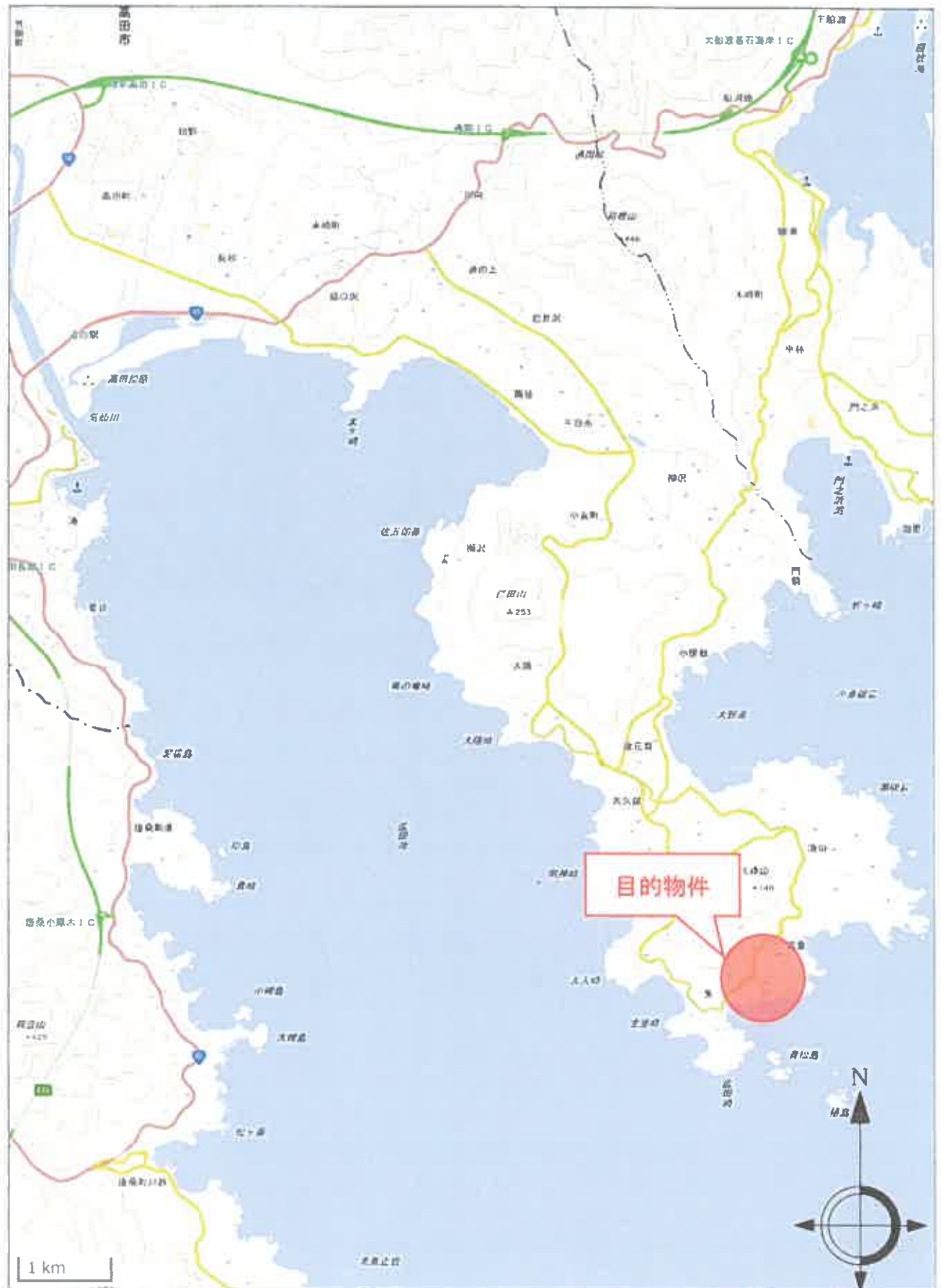
地積測量図写し

建物図面・各階平面図写し

土地建物位置関係図

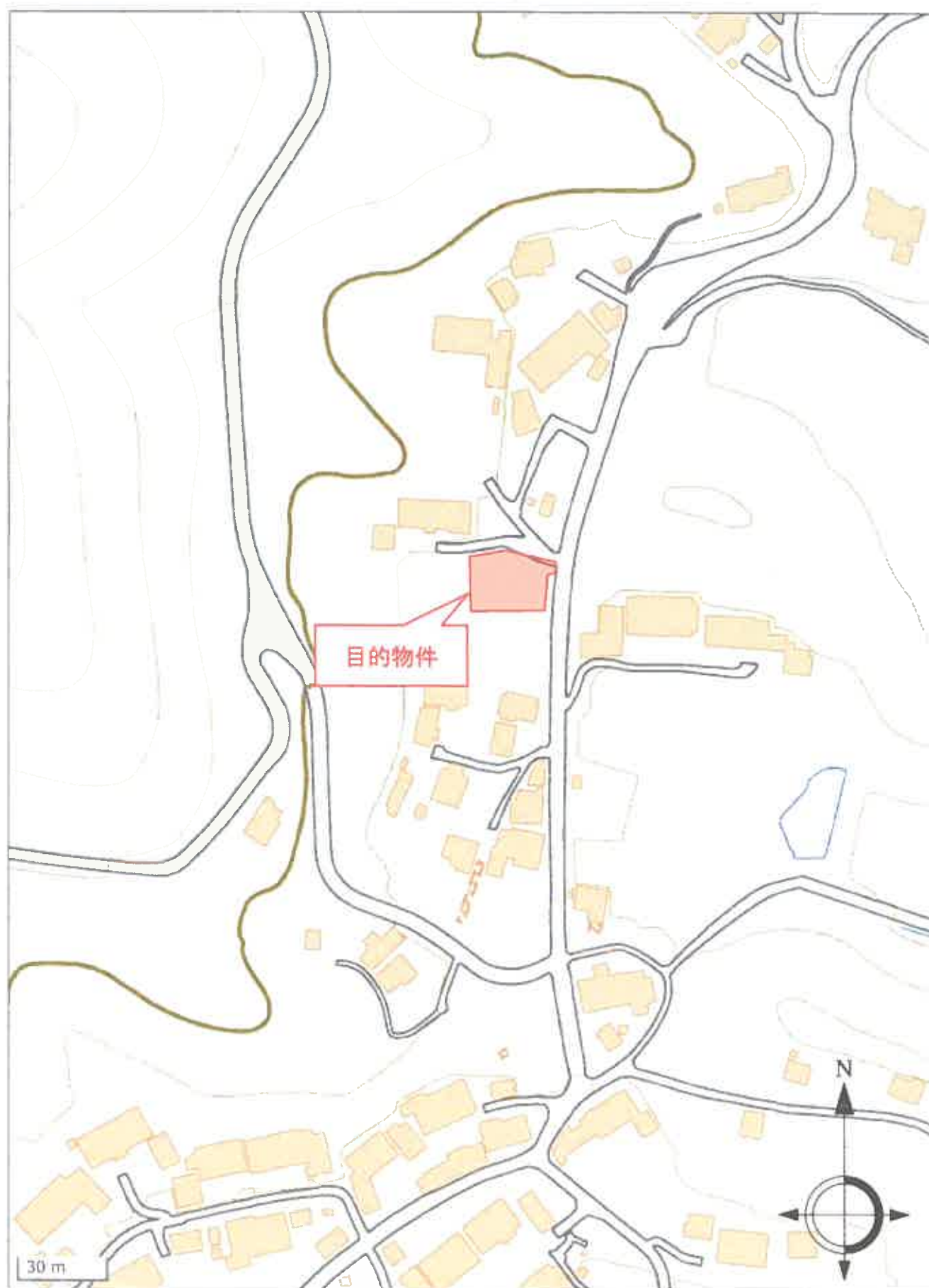
建物間取図

位置図

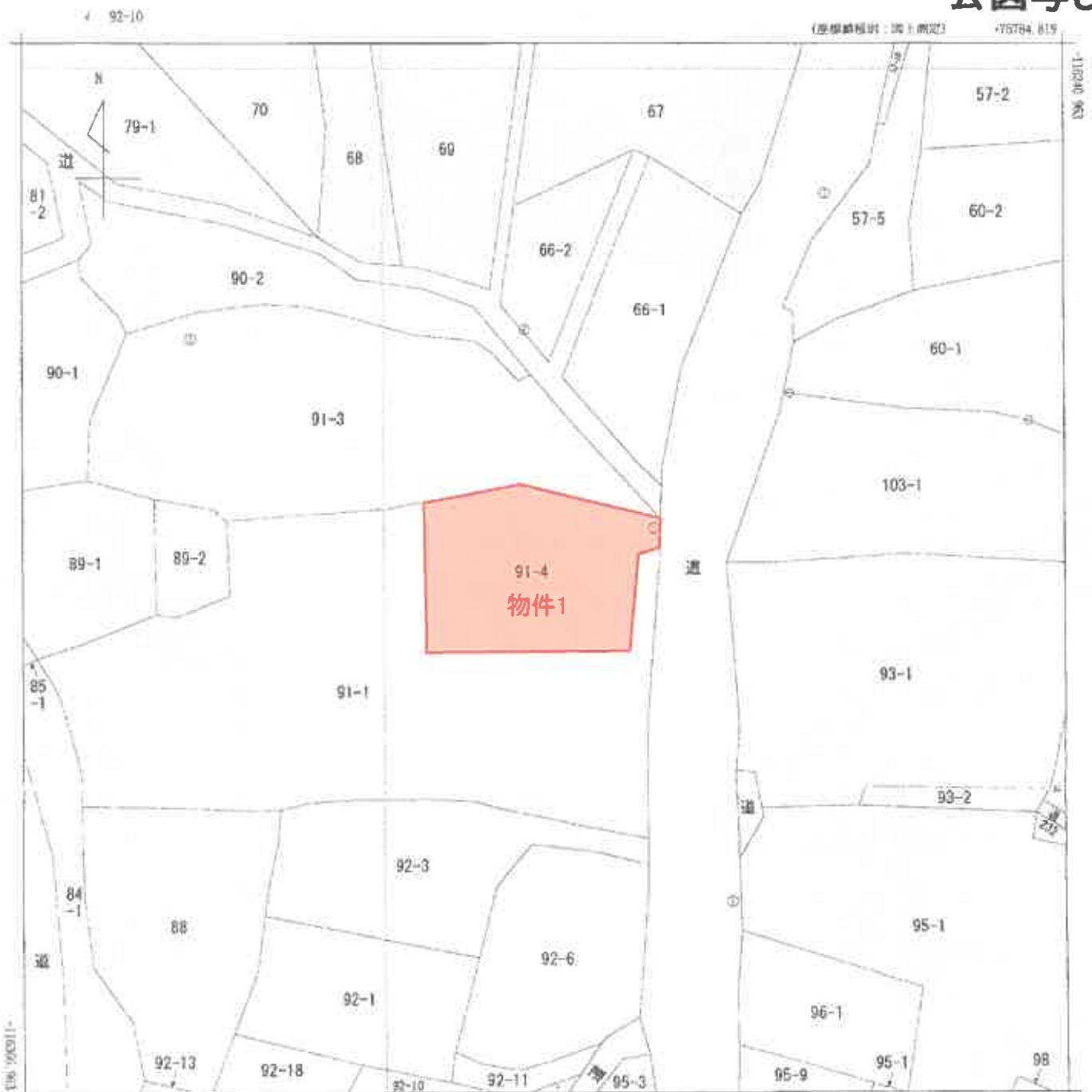


地理院地図(電子国土Web)を加工して作成

位置図



地理院地図(電子国土Web)を加工して作成



地番区域見出
広田町
字赤坂角地

図面区分	所在	陸前高田市広田町字赤坂角地				地番	91番4			
出尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成2年12月				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に登録されている内容を証明した書面である。

(盛岡地方法務局大船渡出張所管轄)

令和6年1月23日

福岡法務局

地図整理番号：M55318

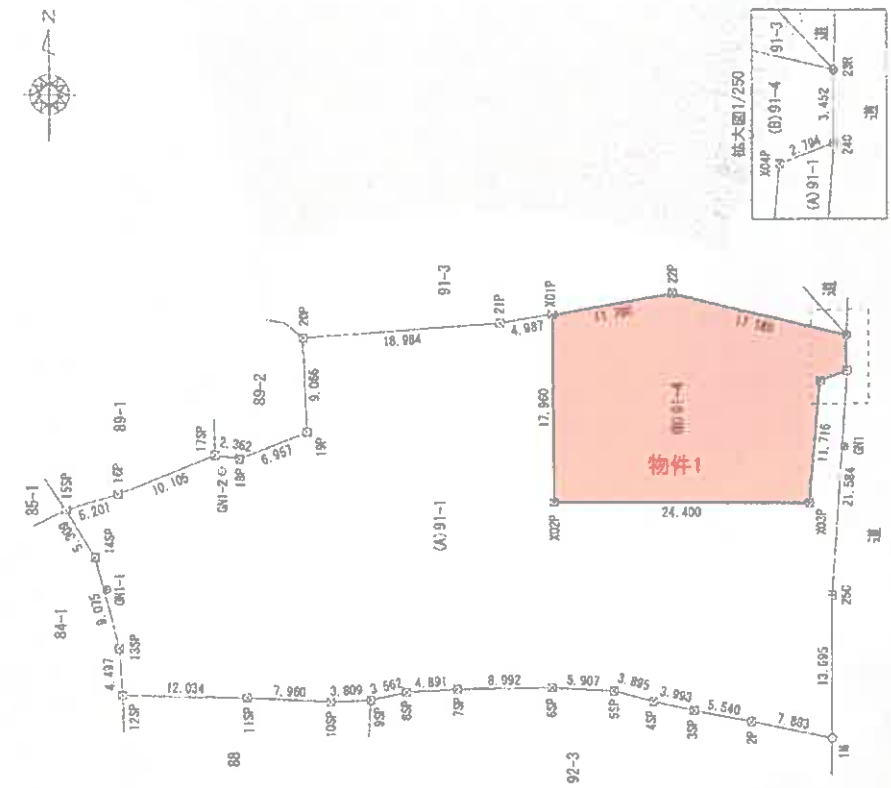
登記官

(1/1)

(A4に縮小)

地積測量図 (1/2)

地番 91-1.91-4
土地の所在 陸前高田市広田町字赤坂角地



境界点	境界線の名称
田	コンクリート壁
図	ガラス張り壁
⑤	土
⑥	土
⑦	土
⑧	土
⑨	土
⑩	土

測地系	世界測地系(測地経緯2011)
座標系	X 横
測量年月日	令和3年9月1日

縮尺 1/500

申請人

求積表

地番	(A)91-1	Xn	Yn	Xn · (Yn+1-Yn-1)	面積
10			7574.768	90482.08482	7.883
11		-116335.558	75727.037	1532354.817580	5.540
20		-116335.015	75721.037	1085806.291053	3.893
30		-116333.971	75711.596	891228.047642	3.855
40		-116333.122	75711.594	1123551.744241	5.907
50		-116332.089	75713.935	1722295.789127	8.992
60		-116331.797	75708.035	1613872.239451	4.801
70		-116331.957	75699.044	97270.374844	3.352
80		-116332.262	75694.162	847486.078440	3.808
90		-116333.024	75690.682	1367813.263784	7.860
100		-116333.214	75686.871	224878.841975	12.034
110		-116332.825	75678.926	1435185.249189	4.497
120		-116332.597	75668.894	308291.913530	9.035
130		-116328.110	75665.588	58575.950280	5.309
140		-116319.358	75664.261	-167202.997500	5.201
150		-116314.785	75661.529	-1365706.783058	6.857
160		-116313.252	75666.499	-1024108.678305	9.066
170		-116309.554	75675.904	-2156559.022460	4.987
180		-116309.801	75678.241	-583922.185874	17.860
190		-116307.531	75684.709	-2851087.640448	24.400
200		-116298.278	75684.346	-2995263.843056	11.716
210		-116295.994	75708.188	-434621.844580	2.794
220		-116313.854	75708.300	-114905.72282	13.955
230		-116314.002	75732.700	194142.85347	1800.9262435
240		-116302.340	75733.628	3661.852487	1800
250		-116301.338	75738.437		
合計				2313.0258710	m ²

地番	(B)91-4	Xn	Yn	Xn · (Yn+1-Yn-1)	面積
10			75705.188	1326355.811570	17.990
20		-116295.994	75708.300	-2851087.640448	24.400
30		-116313.854	75732.700	-3987653.843056	11.716
40		-116302.340	75733.628	-434621.844580	2.794
50		-116301.338	75738.437	-301801.872705	3.452
60		-116297.887	75738.423	194586.245284	17.190
70		-116293.828	75719.705	329359.057080	11.700
合計				-664.188855	
合計面積				482.0944275	m ²

縮尺 1/500

作成者

縮尺 1/500

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(盛岡地方裁判所 裁判長 佐藤 隆雄)

令和6年1月23日 盛岡地方裁判所

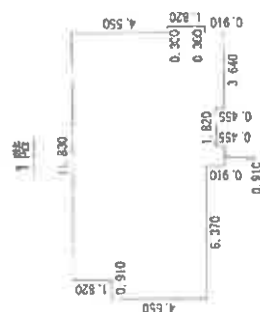
登記官

各階平面図	家屋番号	建物図面
	91番4	

91番4

咖啡園

陸前高田市広田町字赤坂角地91番地4



求積表

0	9	1	x	0	4	5	0	=	4	1	4	0	5
1	8	3	0	x	6	3	7	=	7	5	3	5	7
1	9	0	x	0	0	9	1	=	0	0	8	2	8
1	8	2	0	x	0	4	5	=	0	0	3	2	1
3	6	4	0	x	0	1	2	=	0	0	3	1	2
0	3	0	0	x	1	8	2	=	0	0	5	4	0
計													
85 0122													
長瀬													
85 0116													

附 2



求積表

1. $320 \times 450 =$	49 5860
2. $320 \times 090 =$	1 5562
計	51 3422
比面積	51 34m



作威者

民權

人語

氏璣

~~1 500~~

1625年5月29日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(盛岡地方公務局大畑出張所管轄)
令和6年1月23日 盛岡法務局

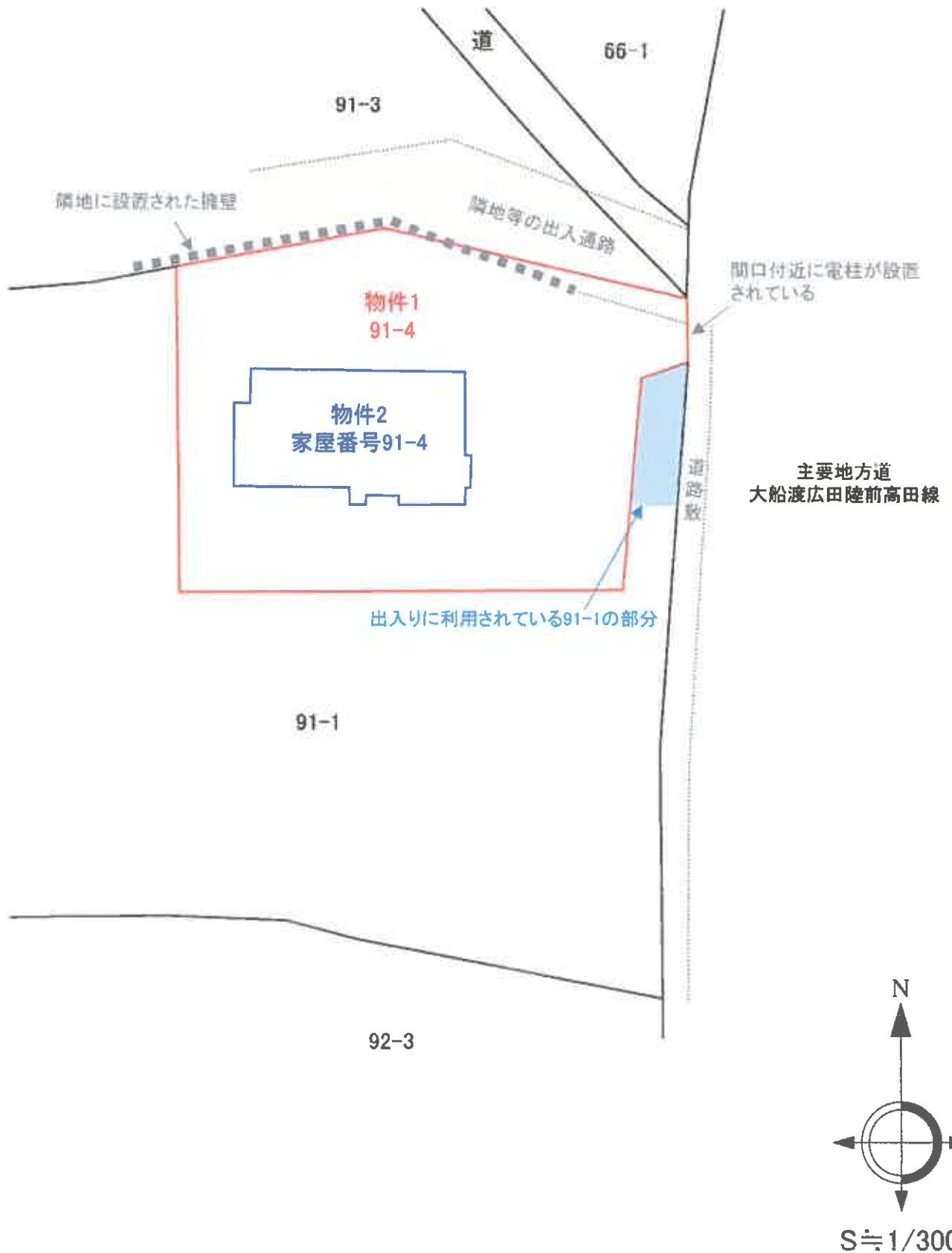
令和6年1月23日 福岡法務局

01/14/10

地圖整理番号:M55320

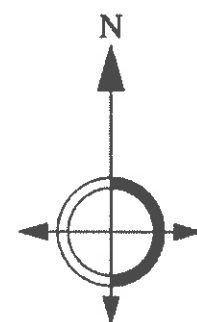
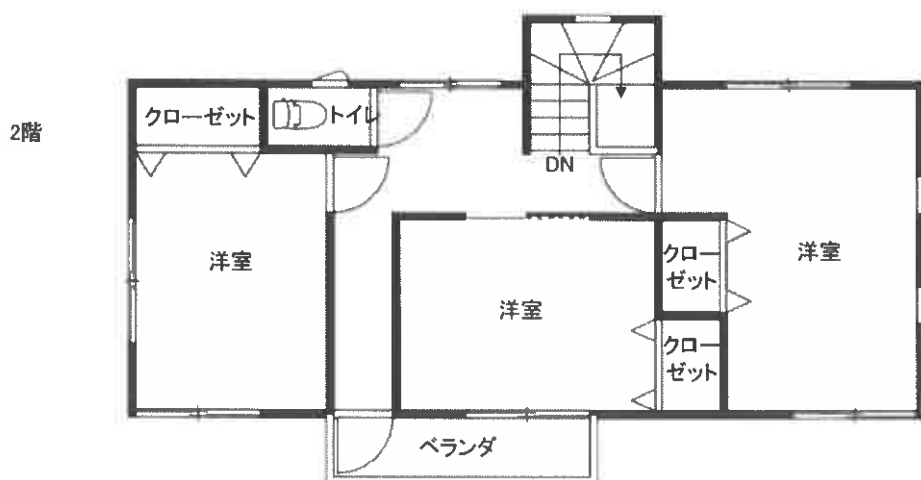
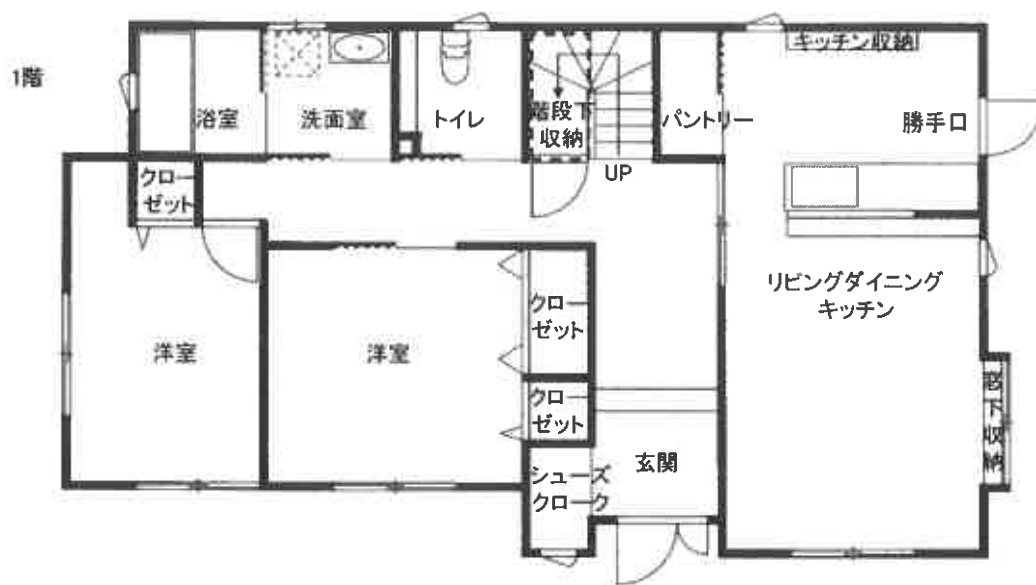
(A4に縮小)

土地建物位置関係図



※土地建物の位置、範囲及び形状等は概略についての便宜的な表示である。

建物間取図



S ≒ 1/100

※概略を記載したものであり、建具・設備の配置、仕様及び規格は便宜的な表示である。